

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策の強化、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、令和8年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、次の事項を強く求める。

- 1 社会保障への対応、地域活性化、こども子育て施策の強化、物価高騰対策、防災・減災、地域交通の維持・確保、行政DXの推進、脱炭素化、感染症対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の充実・強化をはかること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政に影響が出ないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、地方交付税制度の財源保障機能の維持の観点から慎重に検討すること。
- 6 会計年度任用職員においては令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を行わないこと。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、補助金の交付要件の見直し等により、自治体に負担が生じないように、全額国庫負担による財源措置を行うこと。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化している。公共交通の安定的なサービス提供を維持するために自治体の実施する取組みに対し、十分な財政支援を行うこと。

- 10 自治体の行う事業について、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 11 令和7年度から8年度にかけて、防災・減災対策、公共施設の長寿命化等に係る地方交付税措置のある地方債が制度終了の期限として予定されているが、激甚化する風水災害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修等について、地方が引き続き取り組めるよう期限を延長し、確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

塩 尻 市 議 会